

相対評価の給与反映について（交通局医療職員(1)・(3)）

1 昇給

(1) 昇給号給数について

【交通局医療職員（1）】

相対区分	昇給号給数	
	2級	1級
第1区分	6号給	6号給
第2区分	5号給	5号給
第3区分	4号給	4号給
第4区分	2号給	2号給
第5区分	昇給なし	昇給なし

【交通局医療職員（3）】

相対区分	昇給号給数			
	4級	3級	2級	1級
第1区分	6号給	6号給	5号給	5号給
第2区分	5号給	5号給	5号給	5号給
第3区分	4号給	4号給	4号給	4号給
第4区分	2号給	2号給	2号給	3号給
第5区分	昇給なし	昇給なし	昇給なし	2号給

※交通局医療職員（3）1級について、懲戒処分等があった事により「第4区分・第5区分」に決定された場合、「第4区分」は2号給、「第5区分」は昇給なしとする。

(2) 55歳以上（交通局医療職員（1）については、57歳以上）の昇給抑制について

原則、昇給を停止する。

ただし、相対区分が「第1区分・第2区分」の場合は、1号給昇給とする。

## 2 勤勉手当

(1) 評価区分及び割増支給率について

（支給月数は、平成24年度実績）

総額の基礎となる支給月数
0.675月

相対区分	支給率			
	指定職員 1級相当	企業職員（1） 3級相当	企業職員（1） 2級相当	企業職員（1） 1級相当
第1区分	0.675月 + 2 $\alpha$	0.675月 + 2 $\beta$	0.675月 + 2 $\gamma$	0.675月 + 2 $\delta$
第2区分	0.675月 + $\alpha$	0.675月 + $\beta$	0.675月 + $\gamma$	0.675月 + $\delta$
第3区分	0.675月	0.675月	0.675月	0.675月
第4区分	0.64月	0.64月	0.64月	0.64月
第5区分	0.605月	0.605月	0.605月	0.605月

※割増支給率については、指定職員給料表、企業職員給料表（1）の各級に相当する職務の級ごとに原資のグループを作り、その合計額から算出する。

※指定職員給料表、企業職員給料表（1）職の各級に相当する他の給料表の各級は、次の表のとおり

（勤勉手当の対応表）

	医療職（1）	医療職（3）
企業職員（1）1級		1級
企業職員（1）2級		2級

企業職員（１）３級	１級	３級
指定職員１級	２級	４級

（２）再任用職員の勤勉手当への成績率の導入について  
（支給月数は、平成 24 年度実績）

総額の基礎となる支給月数
0.325 月

相対区分	支給率			
	指定職員 １級相当	企業職員（１） ３級相当	企業職員（１） ２級相当	企業職員（１） １級相当
第 1 区分	$0.325 \text{ 月} + 2\alpha'$	$0.325 \text{ 月} + 2\beta'$	$0.325 \text{ 月} + 2\gamma'$	$0.325 \text{ 月} + 2\delta'$
第 2 区分	$0.325 \text{ 月} + \alpha'$	$0.325 \text{ 月} + \beta'$	$0.325 \text{ 月} + \gamma'$	$0.325 \text{ 月} + \delta'$
第 3 区分	0.325 月	0.325 月	0.325 月	0.325 月
第 4 区分	0.308 月	0.308 月	0.308 月	0.308 月
第 5 区分	0.29 月	0.29 月	0.29 月	0.29 月

※割増支給率については、指定職員給料表、企業職員給料表（１）の各級に相当する職務の級ごとに原資のグループを作り、その合計額から算出する。

※指定職員給料表、企業職員給料表（１）相当級については、（１）のとおり。